

令和6年度埼玉地方最低賃金審議会全員協議会

日 時：令和7年3月7日（金）

午後3時00分～

場 所：埼玉労働局 15 階会議室

議 題

- 議題1 埼玉労働局による最低賃金関係の取組等について
- 議題2 特定最低賃金改正申出の意向確認について
- 議題3 令和7年度埼玉地方最低賃金審議会の運営について
- 議題4 その他

資 料

- 資料1 第56期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料2 令和6年度埼玉労働局による主な広報活動
- 資料3 令和6年度業務改善助成金の交付決定状況
- 資料4 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明
- 資料5 特定最低賃金の審議について

第56期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

埼玉労働局

区分	氏名	現職
公益代表委員	小寺 智子	弁護士
	鈴木 奈穂美	専修大学経済学部 教授
	土屋 直樹	武蔵大学経済学部 教授
	野崎 正	弁護士
	福田 素生	埼玉県立大学 名誉教授
労働者代表委員	海老原理 紗	UAゼンセン組織局 局員
	近藤 正人	電機連合埼玉地方協議会 事務局長
	高橋 克彦	全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会 議長(*1)
	根岸 朋宏	JAM埼玉連絡会 副事務局長
	矢島 規雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 副事務局長(*4)
使用者代表委員	安藤 宏	埼玉県中小企業団体中央会 専務理事(*2)
	加藤 和男	埼玉県商工会連合会 専務理事(*3)
	嶋田 昌美	サイボー株式会社 取締役
	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事
	藤本 浩正	日本信号株式会社 業務執行理事 総務部・人事部担当、総務部長

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

*1 は令和5年12月15日～令和7年3月31日

*2 は令和6年5月1日～令和7年3月31日

*3 は令和6年7月26日～令和7年3月31日

*4 は令和7年2月10日～令和7年3月31日

令和6年度埼玉労働局による主な広報活動

大宮駅、熊谷駅街頭啓発行動



懸垂幕の掲揚（ハローワーク熊谷、川口署）



さいたま新都心駅大型映像装置（投影期間：令和6年9月15日～10月14日）



さいたま新都心駅大型映像装置に最低賃金額広報用動画を放映しました。

今年度は、厚生労働省が作成したアニメーション動画と渋沢栄一口ゴマークを組み合わせた映像を投影しました。

駅貼りポスター（写真は西武秩父駅のもの）



令和6年度業務改善助成金の交付決定状況

【表1 業種別埼玉県内事業所数と業務改善助成金交付決定件数】

	埼玉県内事業所数 (民営)		令和6年度業務改善助成金交付決定件数 (令和6年4月～12月)	
	事業所数(a)	構成比	交付決定数(b)	構成比
AB_農林漁業	743	0.32%	12	3.20%
C_鉱業, 採石業, 砂利採取業	31	0.01%	0	0.00%
D_建設業	25,560	11.10%	22	5.87%
E_製造業	23,810	10.34%	52	13.87%
F_電気・ガス・熱供給・水道業	230	0.10%	0	0.00%
G_情報通信業	2,173	0.94%	3	0.80%
H_運輸業, 郵便業	7,295	3.17%	6	1.60%
I_卸売業, 小売業	51,720	22.46%	45	12.00%
J_金融業, 保険業	3,045	1.32%	0	0.00%
K_不動産業, 物品賃貸業	17,484	7.59%	8	2.13%
L_学術研究, 専門・技術サービス業	9,646	4.19%	14	3.73%
M_宿泊業, 飲食サービス業	23,094	10.03%	95	25.33%
N_生活関連サービス業, 娯楽業	20,345	8.83%	55	14.67%
O_教育, 学習支援業	8,399	3.65%	7	1.87%
P_医療, 福祉	21,744	9.44%	38	10.13%
Q_複合サービス事業	896	0.39%	0	0.00%
R_サービス業(他に分類されないもの)	14,063	6.11%	18	4.80%
計	230,278	100.00%	375	100.00%

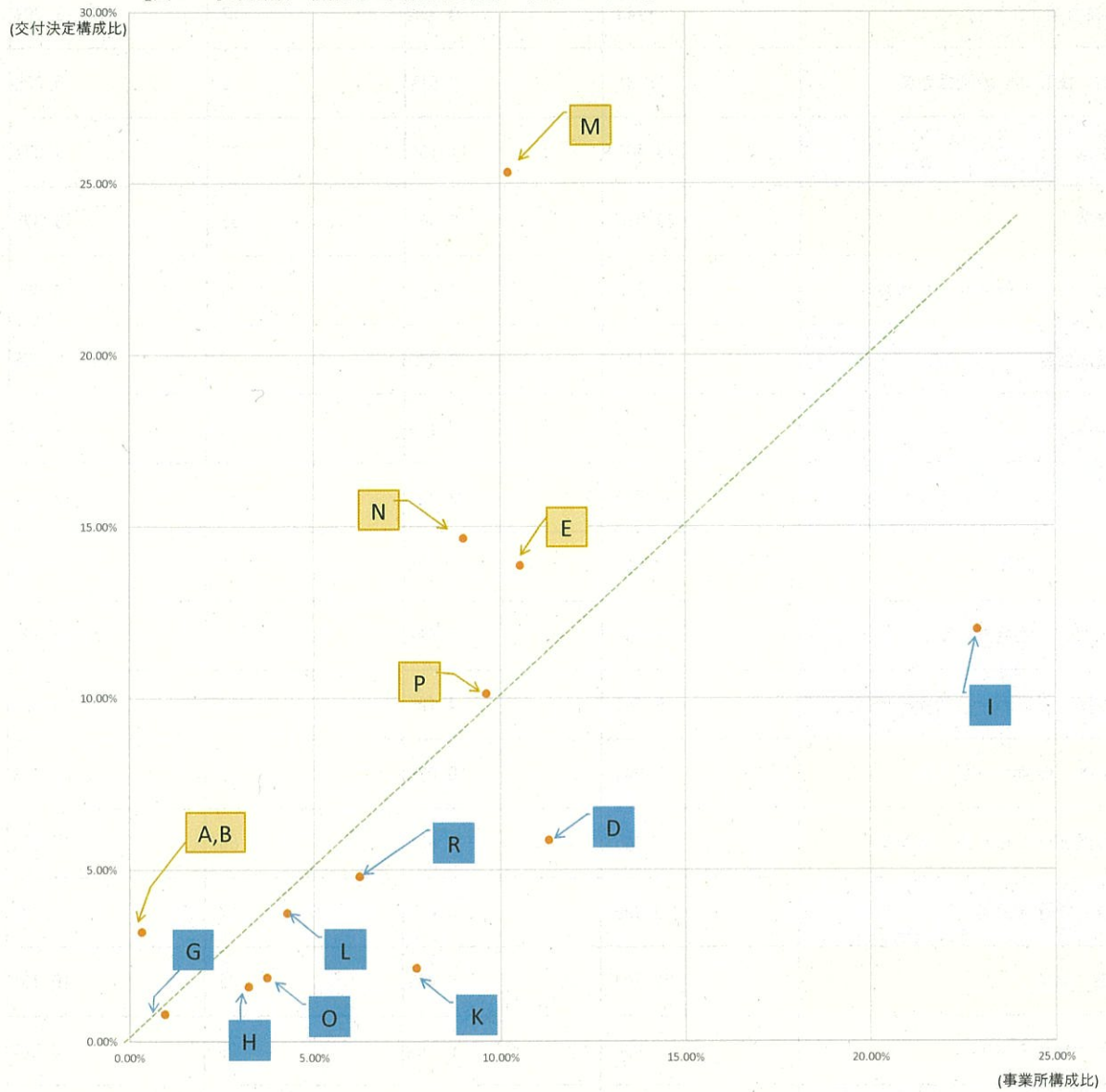
【資料出所】

県内事業所数…総務省統計局 令和3年経済センサス-活動調査
令和6年度業務改善助成金交付決定件数…埼玉労働局

電力支拂ひ先の金融設備等商業契約等の概要

（注）本表は、電力支拂ひ先の金融設備等商業契約等の概要を示すものであり、実際の契約内容とは異なる場合があります。

【図1 事業所数の構成比と交付決定件数の構成比の関係】



【表 1－2 賃金の比較】

	きまって支給する 現金給与額 (所定内給与額) (①)【千円】	所定内実労働 時間数 (②)【時間】	時間額 (①/②)【円】
P_医療, 福祉	167.8	169	992.90
O_教育, 学習支援業	173.7	165	1,052.73
K_不動産業, 物品賃貸業	180.2	171	1,053.80
E_製造業	180.1	169	1,065.68
M_宿泊業, 飲食サービス業	179.9	168	1,070.83
N_生活関連サービス業, 娯楽業	185.7	172	1,079.65
I_卸売業, 小売業	186.1	172	1,081.98
R_サービス業 (他に分類されないもの)	190.3	167	1,139.52
D_建設業	198.8	173	1,149.13
L_学術研究, 専門・技術サービス業	192.9	167	1,155.09
G_情報通信業	188.5	162	1,163.58
H_運輸業, 郵便業	222.9	169	1,318.93
産業計	198.5	186.7	1,063.20

【資料出所】

厚生労働省 令和5年賃金構造基本統計調査
(企業規模10～99、19歳以下)

【図2 アンケート結果】

設問	回答形式	回答内容	件数	合計	比率	グラフ
問1 本社・支社等の別	ラジオボタン	1 本社	34	36	94%	
		2 支社・支店・工場・施設等	2		5%	
問2 業種	ラジオボタン	1 鉱業、採石業、砂利採取業	0	36	0%	
		2 建設業	6		16%	
		3 製造業	4		11%	
		4 電気・ガス・熱供給・水道業	0		0%	
		5 情報通信業	1		2%	
		6 運輸業、郵便業	0		0%	
		7 卸売業、小売業	4		11%	
		8 金融業、保険業	0		0%	
		9 不動産業、物品賃貸業	0		0%	
		10 学術研究、専門・技術サービス業	3		8%	
		11 宿泊業、飲食サービス業	3		8%	
		12 生活関連サービス業、娯楽業	1		2%	
		13 教育、学習支援業	1		2%	
		14 医療、福祉	4		11%	
		15 複合サービス事業	2		5%	
		16 サービス業(他に分類されないもの)	5		13%	
		17 1～16に該当なし	2		5%	
問3 従業員数	ラジオボタン	1 10人以下	17	36	47%	
		2 11人～50人	14		38%	
		3 51人～100人	5		13%	
		4 101人～300人	0		0%	
		5 301人以上	0		0%	
問4 業務改善助成金についてご存じですか？	ラジオボタン	1 知っている(→回答後、問5にお進みください)	35	36	97%	
		2 知らない(業務改善助成金のリーフレットをご確認いただいた上で、問12にお進みください)	1		2%	
問5 問4にて「1 知っている」と答えた方のみお答えください。業務改善助成金の申請をしたことはありますか？	ラジオボタン	1 したことがある(→回答後、問6にお進みください)	32	35	88%	
		2 したことはない(→回答後、問12にお進みください)	3		8%	
問6 業務改善助成金についていつ知りましたか。支給の対象となる賃上げの検討時期との関係をふまえて教えてください。	ラジオボタン	1 賃上げの検討を開始する前から知っていた	19	32	52%	
		2 賃上げの検討を開始した際に知った	8		22%	
		3 賃上げの検討を開始したがすぐにわからなかった	5		13%	
		4 その他 ※入力必須	0		0%	
問7 業務改善助成金を知ったきっかけを教えてください。(※複数回答可)	チェックボックス	1 社会保険労務士からの紹介	12	32	33%	
		2 労務管理に関するセミナーへの参加	1		2%	
		3 業界団体、経営者団体からの広報・経営指導員の説明	4		11%	
		4 埼玉県、市町村の広報	1		2%	
		5 埼玉労働局職員の訪問説明	0		0%	
		6 埼玉労働局の窓口説明	0		0%	
		7 労働基準監督署、ハローワークの窓口説明	0		0%	
		8 埼玉労働局ホームページ	6		16%	
		9 埼玉県地方改革推進支援センターからの紹介	0		0%	
		10 その他 ※入力必須	10		27%	
問8 業務改善助成金を申請されたのは何回目ですか。	ラジオボタン	1 1回目	28	32	77%	
		2 2回目	3		8%	
		3 3回目	1		2%	
問9 今後も業務改善助成金の活用予定はありますか。	ラジオボタン	1 活用したい	31	32	86%	
		2 活用予定はない ※その理由	1		2%	
問10 業務改善助成金を活用して最も良かった点は何ですか？(※複数回答可)	チェックボックス	1 生産性の向上につながった	28	32	77%	
		2 事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も引き上げることができた	10		27%	
		3 人材の確保につながった	4		11%	
		4 その他の効果(具体的に) ※入力必須	1		2%	
問11 業務改善助成金の受給に当たって困難に感じたことは何ですか？(※複数回答可)	チェックボックス	1 制度に関する情報が少ないこと	3	32	8%	
		2 制度の内容を理解することが難しかった	9		25%	
		3 事業場内最低賃金引上げ計画の作成・実施	4		11%	
		4 設備投資等の計画の作成・実施	4		11%	
		5 資料作成の事務的負担	16		44%	
		6 特になし	8		22%	
		7 その他(具体的に) ※入力必須	1		2%	
問12 業務改善助成金の利用検討はされていますか？	ラジオボタン	1 検討中である	1	4	2%	
		2 検討していない	3		8%	
問13 業務改善助成金の利用目的として検討されている内容はありますか？(※複数回答可)	チェックボックス	1 機器・設備の導入	1	1	2%	
		2 経営コンサルティング	0		0%	
		3 顧客管理情報のシステム化	0		0%	
		4 その他 ※入力必須	0		0%	
問14 業務改善助成金の活用を検討していない理由を教えてください。(※複数回答可)	チェックボックス	1 申請方法がよくわからない	0	3	0%	
		2 どのような利用目的を設定してよいかわからない	0		0%	
		3 申請準備に手間がかかりそう	1		2%	
		4 業務改善助成金は自社の生産性向上につながらないと思う	1		2%	
		5 他の方的賃上げ支援を活用もしくは検討している	0		0%	
		6 助成金を活用する必要がない	1		2%	
		7 その他(具体的に) ※入力必須	2		5%	

問15 今後の、業務改善助成金の活用を検討する見込みについて教えてください	ラジオボタ ン	1 前向きに検討しようと思う(回答後問16にお進みください) 2 迷っている(回答後問16にお進みください) 3 検討をする見込みはない(回答後問17にお進み下さい)	31 1 4		86% 2% 11%
問16 これから業務改善助成金の申請を検討するにあたり、利用しようとしている相談先、情報収集方法について教えてください。(※複数回答可)	チェックボ ックス	1 社会保障労務士 2 労務管理に関するセミナーへの参加 3 業界団体、経営者団体からの広報・経営指導員の説明 4 埼玉県、市町村の広報 5 埼玉労働局職員の訪問説明 6 埼玉労働局の窓口説明 7 労働基準監督署、ハローワークの窓口説明 8 埼玉労働局ホームページ 9 埼玉働き方改革推進支援センター 10 その他 ※入力必須	14 3 5 4 0 4 1 8 2 4	36 32	38% 8% 13% 11% 0% 11% 2% 22% 5% 11%
問17 厚生労働省が所管している各種支援策について、平常、どのような方法で情報を得ていますか。(※複数回答可)	チェックボ ックス	1 社会保障労務士からの紹介 2 加入している経済団体、業界団体等からの配信や広報誌 3 厚生労働省公式HP 4 厚生労働省公式X(旧:Twitter) 5 埼玉労働局公式HP 6 埼玉労働局公式X(旧:Twitter) 7 埼玉労働局公式LINEアカウント 8 労務管理に関するセミナーへの参加 9 業界団体、経営者団体からの広報・経営指導員の説明 10 埼玉県、市町村の広報 11 埼玉労働局、監督署、ハローワーク窓口のポスター、ちらし 12 特に情報収集をしていない 13 その他 ※入力必須	11 11 8 0 2 0 0 1 4 2 5 2 5	36	30% 30% 22% 0% 5% 0% 0% 2% 11% 5% 13% 5% 13%

2025年 2月 13日

埼玉労働局長

片淵 仁文 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

申出者氏名	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会 会長 平尾 幹雄
住所及び電話	さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル 2階 048-834-2300

特定（産業別）最低賃金の改正について、次の通り申出ることを表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

- (1) 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- (2) 埼玉県光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業最低賃金
- (3) 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
- (4) 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- (5) 埼玉県自動車小売業最低賃金

2. 申出の理由

- (1) 前記1の(1)(2)(3)(4)については、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、当該最低賃金の適用労働者数の概ね3分の1以上となっている。
- (2) 前記1の(5)については、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出する。
- (3) 企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が存在している。

3. 申出の時期

令和7年7月上旬 予定



以上

特定最低賃金の審議について

地域別最低賃金（以下、「県最賃」）の大幅な引上げが続く中、令和6年、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正の答申に対する異議申出があった。最低賃金に対する国民（県民）の関心が高まっており、また、次年度においても県最賃の大幅な引上げが見込まれることも踏まえると、県最賃はもとより、特定最低賃金の改正についてもこれまでに増して慎重な審議が求められる。

1 必要性の判断の「ガイドライン」

案1 見直しを検討

案2 「ガイドライン」は現行のままとし、必要性の有無については更に慎重に審議

2 審議日程

(1) 従来の審議日程

8月初頭に改正の必要性に関する答申を受け、委員の推薦公示を経て8月下旬に専門部会委員を選任。9月の初頭に第1回専門部会を合同で開催し、その後、第2回以降の専門部会を10月初頭までの間に個別に開催。専門部会の開催回数に制限はないが、実態として、いずれの部会においても第2回専門部会で結審し、すべての専門部会報告書が揃った後に本審において一括答申（10月初頭）。

(2) 今後の課題

従来のスケジュールのままでは、3回目以降の専門部会を開催する必要性が生じた特定最賃については結審が遅れること想定され、本審において一括答申するとなると、早く結審に至った特定最賃の発効日にまで影響することが考えられる。

(3) 対応案

一括答申をやめ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用

○本審での答申日程の確保が不要になる

※「指定日発効」により、発効日を揃えることは可能

【令第6条第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

特定最低賃金の審議について（ガイドライン）

埼玉県の特定最低賃金（以下「特賃」という。）は、地域別最低賃金（以下「地賃」という。）との金額差が縮小しており、改定の必要性の有無の判断が審議スケジュールに影響を与えるまでになっている。

ついては、特賃の必要性の有無の判断に当たって、下記の点を踏まえて調査審議を行うこととする。

また、地賃の水準や産業構造の変化等の影響に鑑み、この申し合わせも含めて、特賃について、引き続き誠実に協議を行うこととする。

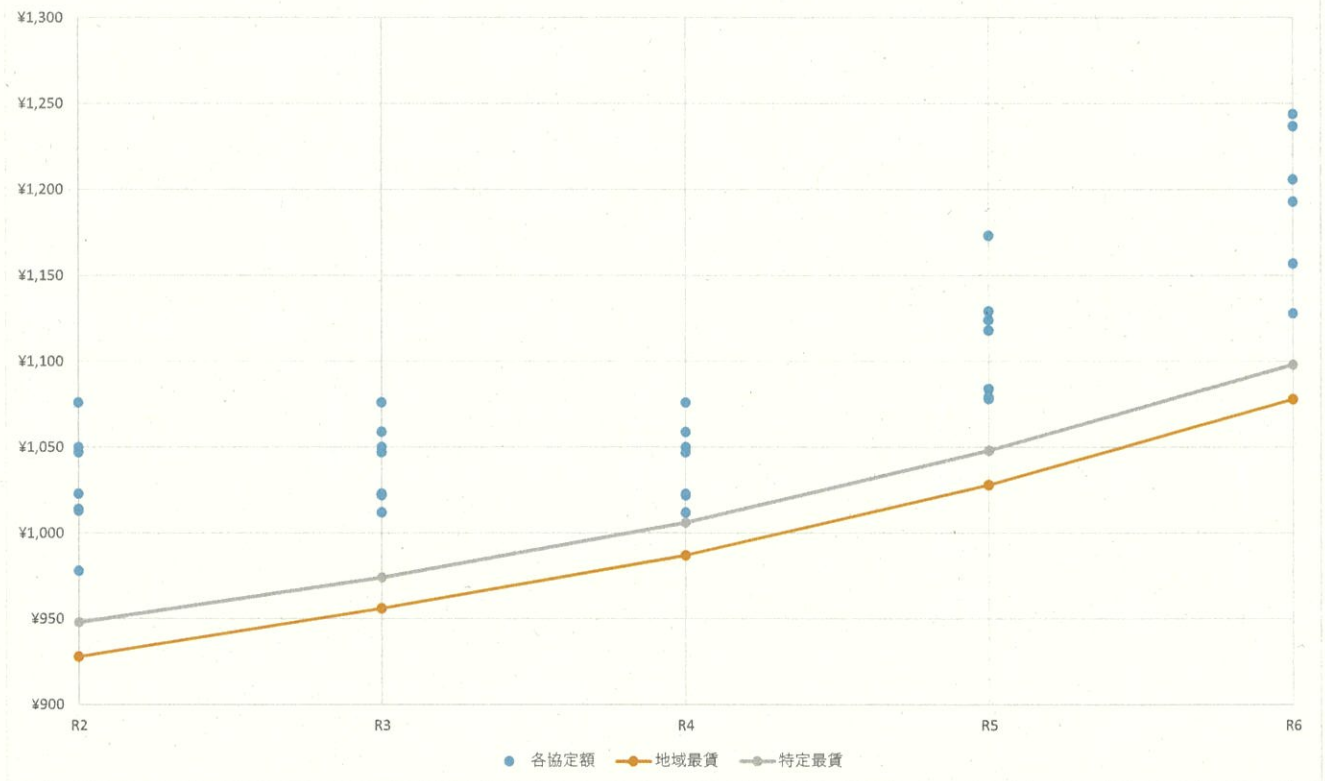
1 各年度における特賃の改定の必要性の有無について

- （１） 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際、当該申出にかかる労使協定の企業内最低賃金の最低額（以下、「最低協定額」という。）が、前年度の申出にかかる最低協定額よりも1円以上引き上げられていた場合は、申出のあった特賃は改定の必要性有の方向で審議する。
- （２） 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際に、最低協定額が前年度の最低協定額と同額以下だった場合は、当該年度から起算して3年間については、改定の必要性有の方向で審議する。

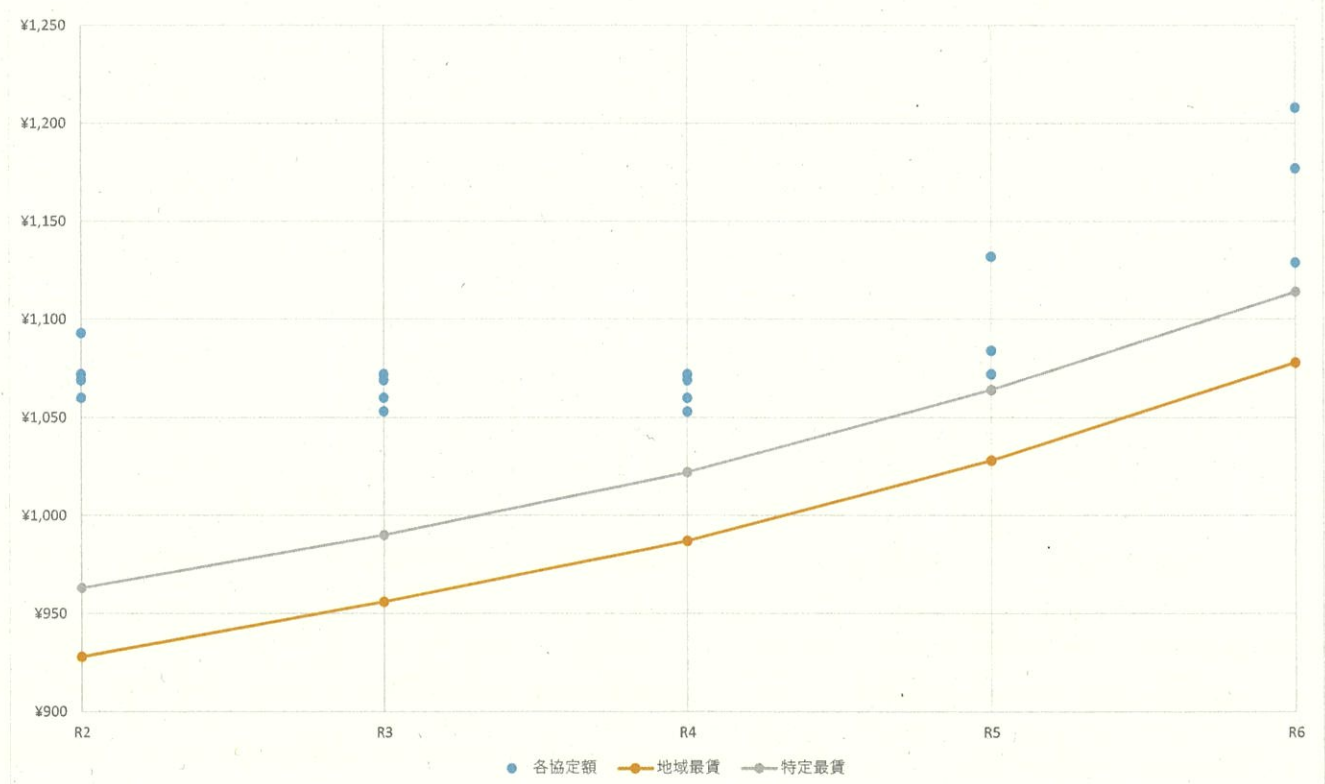
2 特賃額改定の目安

改定額は、社会情勢を踏まえて、「企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等労働者の賃上げの状況」、「地賃の引上げ額」、「鉱工業生産指数等による理論値」等を目安としつつ検討する。

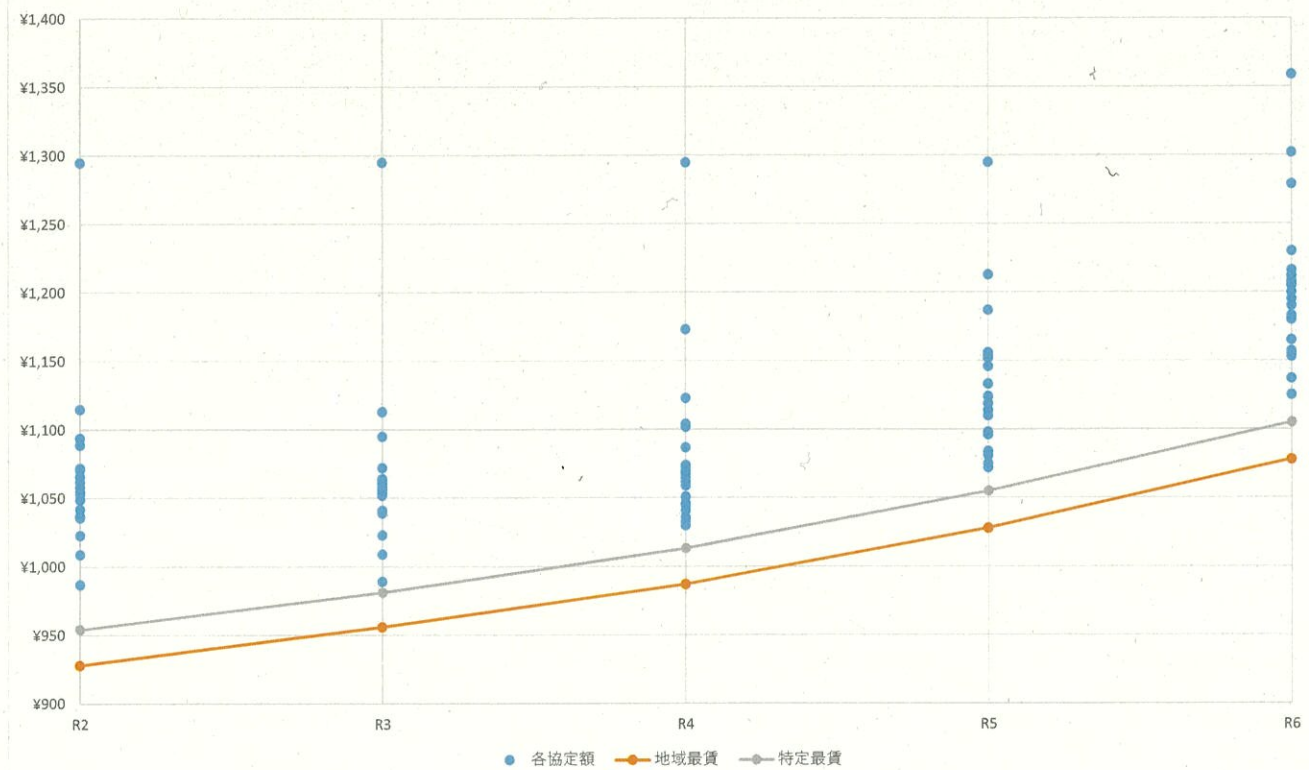
非鉄金属（協定額の分布、地域最賃・特定最賃の推移）



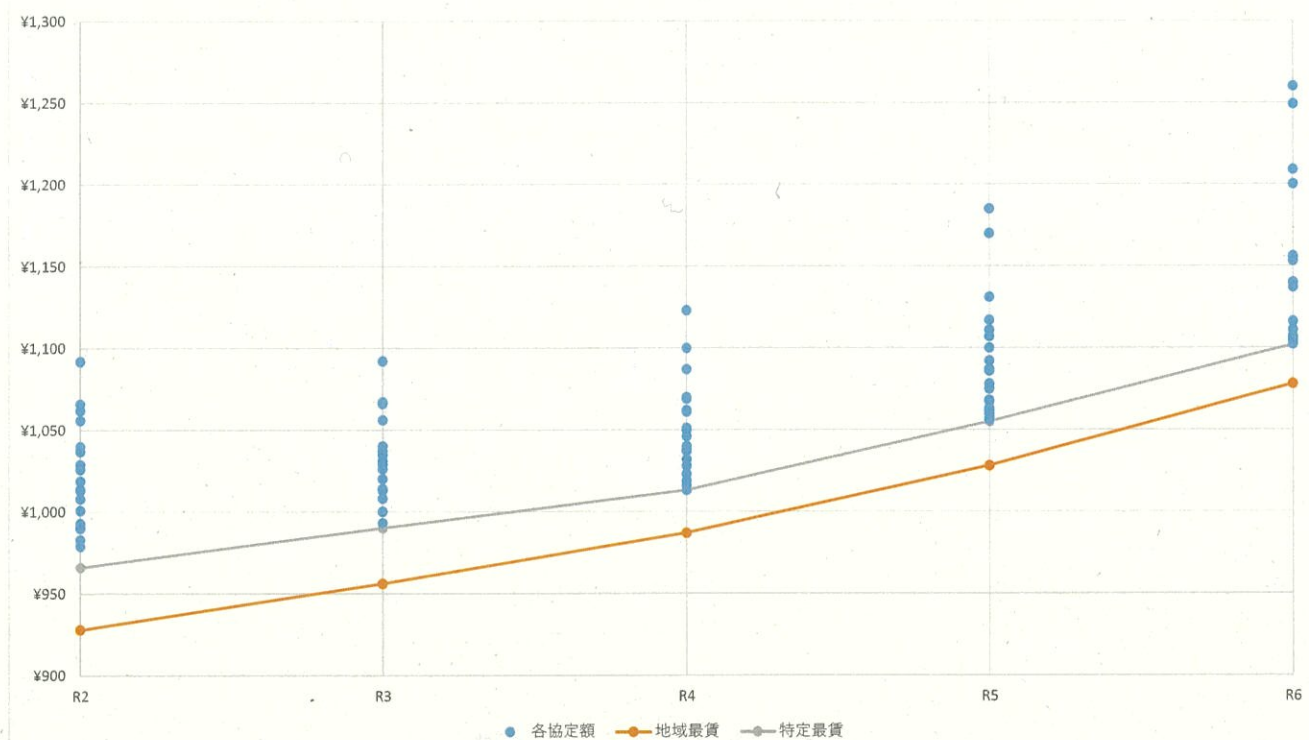
光学機械（協定額の分布、地域最賃・特定最賃の推移）



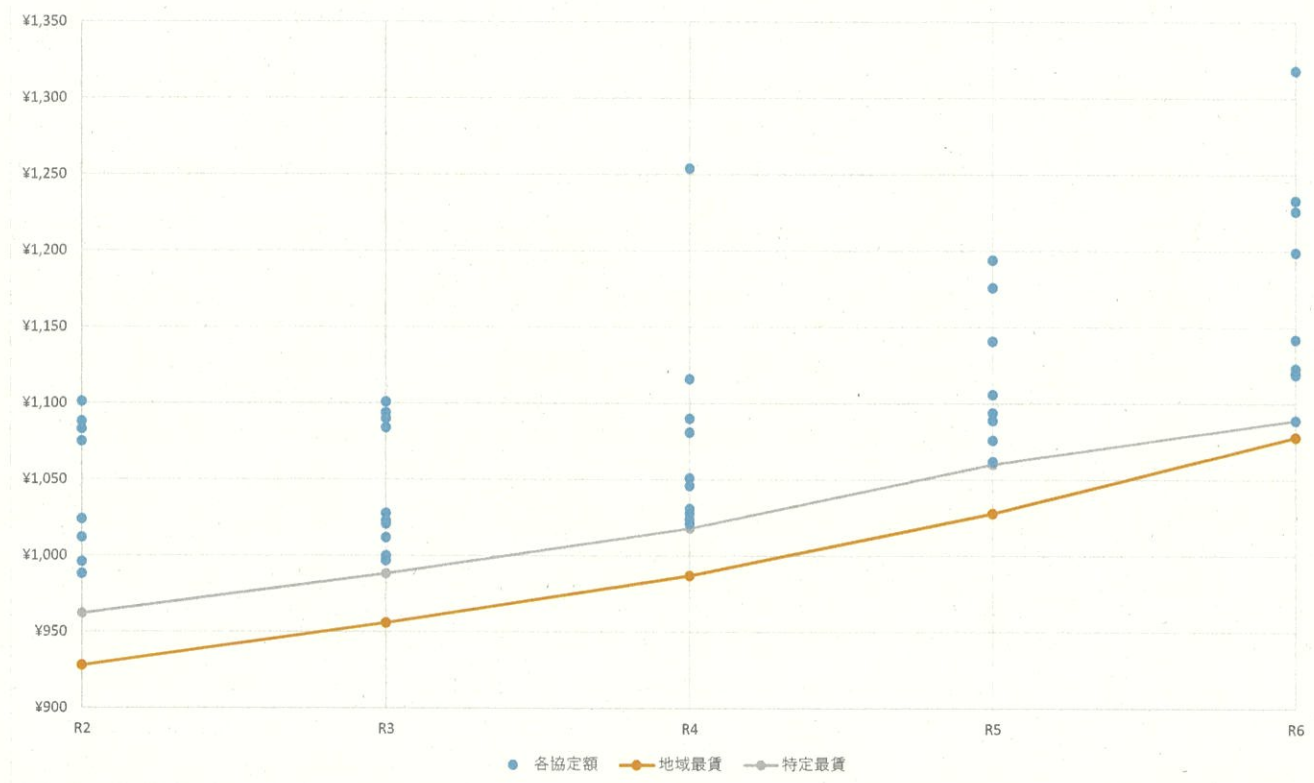
電子部品（協定額の分布、地域最賃・特定最賃の推移）



輸送用機械（協定額の分布、地域最賃・特定最賃の推移）



自動車小売（協定額の分布、地域最賃・特定最賃の推移）



（産業別）協定額の標準偏差

年度	R2	R3	R4	R5	R6
非鉄金属	26.4	20.8	20.8	30.1	42.0
光学機械	10.8	7.5	7.5	23.0	32.3
電子部品	49.6	47.6	47.4	45.0	46.3
輸送用機械	36.0	29.3	33.0	41.2	49.9
自動車小売	42.6	39.8	67.1	43.8	70.2

